

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定方法について（建設工事）

令和8年（2026年）4月1日改正

令和6年の担い手3法改正を踏まえ、建設業従事者の処遇改善、担い手の確保の取組をさらに促進させるため、また、入札制度のさらなる透明性を確保するため、滋賀県が発注する建設工事における、低入札価格調査基準価格および最低制限価格を設定する場合の算定方法を以下のとおりとします。

(1)低入札価格調査基準価格

全工事において、以下の算定式に基づき算定します。

(2)最低制限価格

全工事において、以下の算定式に基づき算出した額の±0.5%の範囲において、秘匿性を確保するため、無作為に設定した係数を乗じて設定します。

[算定式]

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。（範囲の設定はしない）

- ① 直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額

建築工事、電気通信工事、機械設備工事、鋼橋製作工事、機械設備点検・整備における算定方法の取扱いについて

○建築工事における取扱いは次のとおり。

- ・直接工事費は「直接工事費」－「現場管理費相当額」
- ・現場管理費は「現場管理費」＋「現場管理費相当額」

「現場管理費相当額」については以下のとおり。

- ・建築物の解体工事および昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合
現場管理費相当額＝直接工事費×20%
- ・上記を除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合
現場管理費相当額＝直接工事費×10%

○電気通信工事における取扱いは次のとおり。

(一般工事)

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額
- ・一般管理費等は機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額
ただし、「直接製作費」は機器単体費に 6/10 を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に 1/10 を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に 2/10 を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に 1/10 を乗じた額とする。

(鉄塔・反射板工事)

- ・直接工事費は「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」の合計額
ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に 6/10 を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に 3/10 を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に 1/10 を乗じた額とする。

○機械設備工事における取扱いは次のとおり。

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額

○鋼橋製作工事における取扱いは次のとおり。

- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」の合計額

○機械設備点検・整備における取扱いは次のとおり。

- ・直接工事費は「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」の合計額
- ・現場管理費は「現場管理費」、「点検整備間接費」「技術調査費」の合計額